

発議第1号

流山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月21日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

提案理由 地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、政務調査費について、その名称が政務活動費に改称されるとともに、政務活動費の交付目的が拡大されたほか、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行うためである。

流山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
流山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第4条まで中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派にあっては、別表第1、交付議員にあっては、別表第2で定める政務活動に要する経費に充てるものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するための必要な経費以外に充ててはならない。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「収支報告書を」を「収支報告書に領収書等証拠書類を添えて」に改め、同条第3項中「議長」を「領収書等証拠書類を添えて議長」に改め、同条第4項及び第5項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第6項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「議長」を「領収書等証拠書類を添えて議長」に改め、同条第7項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「当該収支報告書を」を「当該収支報告書に」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究」を「市政に関する調査研究その他の活動」に改める。

第9条の見出し中「保存」を「保存及び閲覧」に改め、同条中「収支報告書」の次に「及び領収書等証拠書類」を加え、同条に次の1項を加える。

2 何人も前項の収支報告書及び領収書等証拠書類を閲覧することができる。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第2項及び第3項の規定により、会派の代表者及び交付議員から提出された収支報告書及び領収書等証拠書類について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告又は周知するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究に必要な経費（会派が要請、陳情活動を行うための経費及び会派が行う各種会議に要する経費を除く。）

別表第2（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	交付議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	交付議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が主催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	交付議員が行う活動、市政について住民に報告又は周知するために要する経費
広 聴 費	交付議員が行う住民からの市政及び交付議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	交付議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	交付議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	交付議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	交付議員が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で交付議員が行う調査研究に必要な経費（交付議員が要請、陳情活動を行うための必要な経費を除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の流山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「改正前の条例」という。）に基づく政務調査費は、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における政務調査費及び政務活動費の交付月数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 政務調査費 当該年度中において、施行日の属する月（施行日が月の初日であるときは、当該月の前月）までの月数

(2) 政務活動費 12から前号の規定により算出される月数を控除した月数

4 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づき現に交付を受けている施行日以後の基準日に係る政務調査費については、この条例による改正後の流山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき交付された政務活動費とみなす。

5 第2項の規定にかかわらず、改正前の条例に基づく政務調査費については、改正後の条例第10条の規定を適用する。